

1.4 新技術振興渡辺記念会の沿革

年	日本の科学技術／社会	当財団に関わる動き
昭和50年代	・先進国では工業化時代が成熟し、情報化時代へ移行	
昭和57年 (1982)		<ul style="list-style-type: none"> ・(財)新技術振興渡辺記念会設立許可(7月1日)。渡辺勝三郎神田通信工業(株)社長の遺言公正証書に基づく遺贈による財産が基金。同社株式5,000千株。(250,000千円、額面50円で評価)。基本財産 4,800千株(240,000千円) 運用財産 200千株(10,000千円) ・神田通信工業(株)本社ビル6F(品川区西五反田)に事務所開設。 ・株式の配当により、以後、事業を実施(～設立後10年頃まで)。 ・渡辺家は租税特別措置法第40条(国等に対して財産を寄付した場合の譲渡所得等の非課税)に基づく承認申請書を品川税務署に提出。
昭和58年 (1983)		<ul style="list-style-type: none"> ・運用財産の一部(85千株)を売却現金化。財政基盤の強化のため、国債を購入し基本財産に繰入れる。
昭和60年 (1985)	・国際科学技術博覧会開催(つくば市)	
昭和61年 (1986)	・「科学技術政策大綱」閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁資産税課より、国債売却・株式買戻し・基本財産への繰入を指示される。理由は租税特別措置法第40条違反。 ・関係当局と打合せ、急遽国債売却・株式買戻しの結果、基本財産は5,035千株となる。
昭和62年 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・国税庁より、租税特別措置法第40条の規定による非課税の承認申請に対する承認の通知。
平成2年 (1990)	・日本経済バブル崩壊	
平成4年 (1992)	・「科学技術政策大綱」閣議決定	
平成7年 (1995)	・阪神・淡路大震災 ・科学技術基本法成立	
平成8年 (1996)	・「科学技術基本計画」を閣議決定。日本は「科学技術創造立国」を目指す	<ul style="list-style-type: none"> ・神田通信工業(株)の株式は無配となり、当財団の事業運営は積立金の取り崩しにより細々と行われる(～平成16年頃まで)。
平成10年 (1998)	・中央省庁等改革基本法成立	<ul style="list-style-type: none"> ・富士通(株)が経営不振の神田通信工業(株)を支援、役員を派遣する。
平成13年 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> ・省庁再編、文部科学省、総合科学技術会議他発足 ・「科学技術基本計画」(第2期)を閣議決定 	

年	日本の科学技術／社会	当財団に関わる動き
平成14年 (2002)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 神田通信工業（株） 本社の五反田から厚木への移転計画を受けて、当財団事務所を五反田から港区田町の「泉ビル」（（財）資源協会内）へ移転。
平成15年 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当財団解散の危機。平成15年3月末現在、財団の預金は2千6百万円、基本財産の株価は低迷、7年間連続無配当、復配は当分望めない。諸状況を検討した結果、無配当あるいは神田通信工業（株）倒産の場合、当財団は遠からず解散し整理するしか他に方法はないとの結論に達した。 ・ 神田通信工業（株）の主要株主である富士通（株）は、同社が所有する神田通信工業（株）の株式のすべて（8,017,000株：議決権所有割合31.7%）を、プリヴェチュアリーッヒ企業再生（株）に譲渡。 ・ 神田通信工業（株）が第三者割当増資による新株式10,000,000株（1株41円）をプリヴェチュアリーッヒ企業再生グループ（株）に割当。プリヴェ社が持ち株比率51%の親会社になる。 ・ その後の株式移転による完全親会社の設立により、神田通信工業（株）の株式は持ち株会社であるプリヴェチュアリーッヒ企業再生グループ株式会社の株式と実質的に交換される。 ・ 基本財産の一部処分のために、「基本財産処分の承認申請」を文部科学大臣に申請し承認される。 ・ 基本財産であるプリヴェチュアリーッヒ企業再生グループ（株）の株式100万株を売却し、受渡代金19億3976万円を得る。
平成16年 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 財団の研究助成等の事業を再開。 ・ 「科学技術振興課題審査委員会」設置。 ・ 「泉ビル」内に独自のスペースを確保し財団事務所を移転。 ・ プリヴェチュアリーッヒ企業再生グループ（株）は、株主の所有普通株1株につき10株の割合をもって分割する。 ・ 「資金運用委員会」を設置（平成17年「資産運用委員会」に名称変更）。 ・ 株式（基本財産）の売却を決定。公益法人としての目的達成のためには、①株式が無配である、②株価の上下が激しい、③当該企業が従来の生産会社としての性格から完全に離脱していることから、株式保有の継続は好ましくないと判断。
平成17年 (2005)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式（基本財産）40,350,000株を売却し、受渡代金125億3223万2千円を得る。 ・ 以後、財団の事業規模を順次拡大。 ・ 井上春成賞に協賛開始（研究奨励金贈呈。以後、継続）。

年	日本の科学技術／社会	当財団に関わる動き
平成18年 (2006)	<ul style="list-style-type: none"> 「科学技術基本計画」(第3期)を閣議決定 公益法人制度改革関連法成立 	<ul style="list-style-type: none"> 債券以外に固定資産を持つことによって資産運用の幅を広げるため、「浜松町NHビル」購入。ビル賃貸により財団の財政基盤の安定化を図る。 当財団事務所を田町の「泉ビル」から港区浜松町の「浜松町NHビル」に移す。
平成19年 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> 創立25周年 記念祝賀会の開催、記念誌の出版、財団ロゴマークの制定
平成20年 (2008)	<ul style="list-style-type: none"> 宇宙基本法成立 リーマンショック 	<ul style="list-style-type: none"> 「浜松町NHビル」隣接のビル(現NHビル別館)を購入。 世界的な金融危機により資産運用に大きな影響あり、以後、困難な運用が継続。
平成22年 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> 欧州債務危機 	
平成23年 (2011)	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災／福島原発事故 「科学技術基本計画」(第4期)を閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 公益法人制度改革に伴う一般財団法人への移行のため、行政庁に認可申請。5月26日付で一般財団法人として認可、6月1日付で登記。 一般財団法人として、調査研究、調査研究助成、国際交流、普及啓発の事業を実施(以後、継続)。
平成24年 (2012)		<ul style="list-style-type: none"> 創立30周年。
平成26年 (2014)	<ul style="list-style-type: none"> 「総合科学技術会議」を「総合科学技術・イノベーション会議」に改組 	
平成28年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> 「科学技術基本計画」(第5期)を閣議決定 	
平成29年 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> 創立35周年。 記念式典の開催、35周年記念理事長賞(特別調査研究助成)の授与、記念誌の出版。